

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は年末調整・確定申告まで大切に保管を！

問 佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係
〒814-191
☎75-2159



国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税などの社会保険料控除として、その年の課税所得から控除できます。
控除の対象となるのは、その年の1月から12月までに支払った保険料です（過去の保険料を支払った分も含まれます）。また、ご家族の国民年金保険料を支払った場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

証明書の送付時期

- 1月から9月までの間に支払った人
→11月上旬ごろ
- 10月から12月までの間に今年初めて支払った人
→令和3年2月ごろ

※令和2年分の年末調整や確定申告の際、社会保険料控除を受けるためには、今回送付される控除証明書または領収書が必要です



ご存知ですか？付加年金 将来の国民年金受給額を増やせます

問 佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係
〒814-191
☎75-2159



- 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給できる年金額を増やせます。
- 納付できる人
国民年金第1号被保険者
任意加入被保険者
(65歳以上を除く)
- 申し込み先
佐賀年金事務所または市民生活課
- 付加年金額
200円×付加保険料納付月数
- 注意点
 - ①付加保険料の納付は申し込みの月分からです。
 - ②毎月の付加保険料の納期限は翌月末日です。
 - ③納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
 - ④国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

保険料（月額） 定額保険料16,540円 + 付加保険料400円 ※令和2年度の場合

〈例えば20歳から60歳までの40年間付加保険料を納めていた場合〉

781,700円（現在の満額）に96,000円【200円×480月（40年）】（年額）が生涯加算され、受け取ることができます。そのため、付加保険料を納めた分の金額を、2年間で超える計算となります。



お見積り無料!! 外壁塗装・屋根塗装



施工実績 1500 棟以上

完全自社施工

しつこいセールスなし!

塗装工事は東部塗装にお任せください!
お電話いただければ、すぐ見に行きます!

詳しくは 佐賀 東部塗装 で検索!



創業50年の確かな実績

広告

東部塗装

〒846-0012

佐賀県多久市東多久町大字別府4251-4

直通電話 090-3667-3955

TEL/FAX 0952-76-2628